

商工観光労働企業委員会会議記録

商工観光労働企業委員長 梶田 貢

1 日 時

令和8年6月22日（月） 午前10時01分から
午前11時54分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

梶田貢、太田正美、後藤慎太郎、古手川正治、木田昇、猿渡久子、末宗秀雄

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

岡野涼子、福崎智幸、佐藤之則

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 小田切未来、企業局長 首藤圭 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第64号議案のうち本委員会関係部分及び第74号議案については、可決すべきものといずれも賛成多数をもって決定した。
- (2) 第66号議案については可決すべきものと全会一致をもって、第68号議案については可決すべきものと賛成多数をもって総務企画委員会に回答することに決定した。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 令和8年度の観光誘致の状況について及び大分県企業局経営戦略アクションプランの実施状況について、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査について協議した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	板井貴章
政策調査課政策法務班	主任	三宅未紗

商工観光労働企業委員会次第

日時：令和8年6月22日（月）10：00～

場所：第6委員会室

1 開 会

2 企業局関係

10：00～10：30

（1）合議議案件の審査

第 66号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）

（2）諸般の報告

①大分県企業局経営戦略アクションプランの実施状況について

（3）その他

3 商工観光労働部関係

10：30～11：30

（1）合議議案件の審査

第 68号議案 大分県宿泊税条例の制定について（付託委員会：総務企画委員会）

（2）付託案件の審査

第 74号議案 大分県宿泊税基金条例の制定について

第 64号議案 令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）について（本委員会関係部分）

（3）県内所管事務調査のまとめ

①柔軟な働き方とシニアの就業支援

（4）諸般の報告

①令和8年度の観光誘致の状況について

（5）その他

4 協議事項

11：30～11：40

（1）閉会中の継続調査について

（2）県外所管事務調査について

（3）その他

5 閉 会

会議の結果

梶田委員長 ただいまから、商工観光労働企業委員会を開きます。

本日は、委員外議員として岡野議員、福崎議員と佐藤議員に出席いただいております。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案2件、総務企画委員会から合い議がありました議案2件です。

それでは、これより、企業局関係の説明に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。総務企画委員会より合い議のありました第66号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

深藏総務課長 第66号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正のうち、大分県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案書では8ページからになりますが、説明はお手元のタブレットの資料で行います。

2ページをお開きください。

まず、1改正理由につきましては、地方自治法の改正に伴い、職員の賠償責任について定めた地方自治法第243条の2の8が、同じ内容のまま第243条の2の9に改正される条ずれが生じております。

この、条ずれの部分を、企業局が所管する大分県公営企業の設置等に関する条例で引用していることから、2改正内容のとおり規定の整備を行うものでございます。

今回の改正は、この条ずれ部分について、規定の整備を行うものであり、規定の内容自体に変更はございません。

3施行期日については、地方自治法の一部を改正する法律の施行日と併せて、令和8年9月24日としております。

梶田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 別に御質疑等もないので、これより、採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

梶田委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。①について説明をお願いします。

深藏総務課長 続きまして、大分県企業局経営戦略アクションプランの実施状況について、御説明いたします。

3ページを御覧ください。

上段に記載のとおり、大分県企業局経営戦略アクションプランは大分県企業局経営戦略に掲げる経営理念を実現するため、下段に記載しております経営理念実現のための三つの柱ごとに、それぞれの施策の具体的な取組を明示したものです。

柱ごとの推進施策について、それぞれ共通事項、電気事業、工業用水道事業に分けて記載しています。

計画期間を令和4年度から7年度までの4年間として取組を進めてまいりました。令和7年度の実施状況について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

2アクションプランに定めた推進施策の令和7年度における内部評価結果を御覧ください。

表の上段に示しておりますとおり、評価はA、B、Cの3段階で行い、20の推進施策に掲げる目標に対し、一番下の点線の囲みの中を御覧

いただきますと、達成度が100%をA、80%以上100%未満をB、80%未満をCとして評価しています。

表の合計にありますとおり、A評価が17項目、B評価が1項目、C評価が2項目となっており、経営理念の実現に向けて、概ね計画どおりに施策を実施できたと考えています。

5ページを御覧ください。

各戦略の柱における施策ごとの目標、実績及びその評価を一覧にしていますが、具体的な取組に対する評価を抜粋して御説明いたします。

資料の左側、戦略の柱Ⅰ、効率的・効果的な経営の実現、2電気事業（1）電力システム改革に的確に対応することによる健全経営の維持では、北川発電所など五つの水力発電所、鳴子川発電所など三つの水力発電所の売電先を公募型プロポーザルにより、九州電力株式会社に決定いたしました。これにより、今後も安定した利益の確保が見込めることから、評価をAとしています。

資料の右側、戦略の柱Ⅱ、安定的なサービスの提供、2電気事業（1）発電所リニューアルの推進では、芹川第一発電所の導水路改修、取水口スクリーンの更新、また芹川第二発電所では第二水路橋の更新、桑原発電所では工事用道路等の準備工事の実施などにより、目標進捗率を達成したことから評価をAとしています。6ページには、参考までに芹川第一発電所の導水路改修工事の様子を添付しております。

5ページにお戻りください。

右側の中ほどの（3）発電所のオーバーホール工事の実施では、発電機等の状況により効果的な実施時期を設定することによるオーバーホール周期の延伸、また、F I T制度の活用を検討するなど総合的に検討した結果、耶馬溪発電所のオーバーホール工事を令和9年度以降に延伸することと判断いたしました。これにより、オーバーホール工事実施件数はゼロ件となったことから、評価はCとしておりますが、結果的には発電電力量の増加等経営的なメリットが見込めると考えています。

続いて、その下、（4）その他、施設の適切

な修繕・改良工事等の実施では、目標の一つに故障・作業停電電力量削減率を、過去10年平均と比較して16%削減することを掲げておりましたが、花合野川発電所の制御基板故障による長期発電停止により実績は69%増加となり、評価をCとしています。

続いて、その下、3工業用水道事業（1）給水ネットワークを用いた隧道点検及び補修についてですが、令和7年度は点検予定がなかったため、目標、実績とも箇所数がゼロであったことから評価をしておりません。

次に、その下、（2）自然災害対策の計画的な実施では、浸水対策工事実施件数において、判田取水場の浸水対策の詳細設計業務委託を行ってきましたが、国交省との協議において、対策を実施した際における堤防の安全性の確認が必要になったことから、履行期限を延長いたしました。それに伴い、判田取水場浸水対策工事については延期となり、実施件数が目標の2件に対して1件となり評価をBとしています。

次に、その下、（3）浄水場の老朽化対策、老朽化管路の更新では、池の上・松岡線の支配水管において、電気防食設備設置工事や判田川水管橋塗装工事などを行い、目標1件に対し実施件数が3件となり評価をAとしています。7ページには、各工事の様子と位置図を添付しております。

5ページにお戻りください。

資料の左下、戦略の柱Ⅲ、地域社会への貢献、県民福祉の向上1共通事項（1）地域貢献では、ダム流域団体との交流を活発に行い、また環境保全活動団体への助成を行うなど、地域貢献活動を精力的に行ってまいりましたので、評価をAとしています。

最後に、8ページを御覧ください。

令和7年度の決算及びアクションプランとの比較について説明します。

左側の電気事業では、左から2列目の決算見込（A）の一番下の行、純利益（純損失）はマイナス3億2,300万円となっており、その右のアクションプランの計画であるマイナス3億8,300万円と比較して、6千万円上回

りました。

これは、特別損失が芹川第一・第二発電所のリニューアル工事における既存設備の撤去工事費等により増加しましたが、水力発電の電力料収入の増加や、営業費用の修繕費が発電所オーバーホール工事の計画の見直しなどにより減少したことなどによるものです。

次に、右側の工業用水道事業では、左から2列目の決算見込（A）の一番下の純利益（純損失）は、1億6,800万円となっており、その右のアクションプランの計画1千万円と比較して、1億5,800万円上回りました。

これは、金利の上昇に伴った大口定期預金等の利息の収入が増加したことや営業費用の動力費が電力料金の低下に伴い減少したこと、委託費が入札に伴い減少したことなどによるものです。

今後とも、経営戦略アクションプランに基づき、着実に事業を実施してまいります。

梶田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 お疲れ様です。

工業用水についてなんですけれども、長年値上げをしてきていないんだと思うんですが、水を供給するための経費は上がってきている面があるかと思うんですけれども、そのあたりの経過となぜ値上げしていないのか。私たちはやはり企業、大企業中心ですので、値上げすべきかと考えているんですけれども、その点について今後見直す考えはないのかを含めて、御説明いただきたいと思います。

深藏総務課長 現時点では料金改定の予定はございません。引き続き、今後の物価上昇や事業の収支への影響は注視してまいりたいと思います。

一方で、浄水場も給水開始から約60年が経過しまして、老朽化が進んでおります。それらに投資する必要があると出てくれば、使用料金も検討する必要があると思っております。

猿渡委員 いつから値上げしていないのかとかあたりの経過についても、ここで説明いただ

ますか。

深藏総務課長 現行の料金単価については、平成10年4月1日に改定したものでありまして、約30年近く経過しております。そのときには、その後、平成16年4月1日の第1期、第2期、第3期事業統合に合わせて、現行の2種料金制を採用しているところであります。

猿渡委員 30年余り値上げをしていないという経過ですので、やはりもう見直すべきと、早い時期に見直して値上げしていいんじゃないかというふうに考えていますので、今後是非そのあたりを含めて検討いただきたいと思います。

木田委員 資料5ページの内部評価結果の方なんですけど、各項A、B、Cとあるんですけども、今の説明によると、発電所のオーバーホールの工事は、元々というか、見直したらする必要がなかった、延伸したので、でもCということで、精査しなくていいものか、できないんなら、別にCじゃなくていいんじゃないかということですね。

あわせて、左のⅢの（2）県政貢献の方はAになっていますけれども、これは一方では、工業用水事業の方から県政貢献が長くできていないということから考えると、これはAでいいのかと。ただ、もうけは発生しているのでしょうか。ただただ、昔できていた工業用水からの県政貢献ができていないという面から考えたら、Bぐらいなんじゃないかなとか、そういうふうに見ていいんじゃないかというふうに考えました。

また、Cまでしかありませんけれども、故障がやっぱり69%ですね。削減するところが増加したということでは、運営上大きなリスクだと思うんですね。これが本当にCでいいのかと。Dという項目がないのかとか、そういうふうに、ちょっとなかなか指標設定と本来どう評価すべきかというところをもうちょっとしっかりやっていかないと、ぱっと見た目、90%になっていますけれども、そういうふうにしっかり総括していく必要があるんじゃないかと思いますので、よろしくをお願いします。

深藏総務課長 さきほどのオーバーホール工事

については、指数の出し方が、こちらとしては必要ないということで判断したわけですが、結果的にオーバーホール工事を実施しなかったということで、Cという評価をしたところであります。

それから、地域貢献については、工業用水道事業であれば、交流事業が今8団体ほど実施しております。これも実際には河川の清掃とか、水生生物の調査とか、そういったことを実施しております。近年、知事部局への繰出しは、浄水場の今後の整備とかそういったこともありますので、していない状況ではありますが、それ以外のところで貢献しているということで考えております。

木田委員 しっかり内容は精査していった方がいいんじゃないかなと思うんですね。本来は施策の目標、県政貢献をどうすべきかということが最大の目標であって、指標が目的化することは余り好ましいことではございませんので、本来どういった貢献をすべきかというところをしっかりと考えた指標設定をするということと、Dの方の検討ですね。これはやっぱり削減が増加になるというのは、かなり大きな事案だと思うんで、その辺まで考えた方がこの評価というのは正しくできるんじゃないかという具合にお願いしたいと思います。

首藤企業局長 すみません、補足でちょっと報告をさせていただきたいんですけれども、今回は内部評価結果を書いております。この評価については、経営評価委員会という第三者の方が4名で構成する委員会がございまして、この結果を私たちは内部評価としてお示しすると。そのこの外部委員の方々の評価を踏まえた上で最終的な評価とさせていただきますので、委員のおっしゃるような点についても、そういう御意見が委員会でありましたというのを添えた上で委員の皆様御意見を伺って最終決定をさせていただきたいと思っております。（「外部ですからね、よろしくお願いします」という者あり）

末宗委員 ちょっと1件、5ページの電気事業の公募型プロポーザル。今、電気の日本の流れは、発送電分離やら何やらいっぱいあるけれど

も、入札に何社公募したとか、ちょっとそこらあたりの動きがどうなっているかを全体を含めて、内容が分からんもんやきね、全然分からないんだけど、ちょっと教えていただけんかね。

深藏総務課長 この公募型プロポーザルということで、北川発電所など5水力発電所はダム式の発電所でございまして、それがまず一つのパターンと、あともう一つ、水路式、流れ込み式ということで、鳴子川発電所など3水力発電所、その二つの契約をプロポーザルということで行いました。

実際には2社手が挙がりまして、それでプロポーザルを行ったわけですがけれども、最終的に九州電力と契約をしたところでございます。

末宗委員 2社あったというから、まあいいんだけどね、随分上げてくれたんかね、九電が。前は8円ぐらいだったような記憶があるんだけど。

竹中工務課長 前の基本契約よりは上がっています。（「ということはもうかるちゅうことやね」と言う者あり）そうですね。運転すればもうかるようになります。基本契約のときは基本料金がありまして、その後、従量制でございます。現在は全て従量制ですので、発電をすることができれば収入は入ってきますけれども、発電できなかつたら収入がなくなりますので、発電機を運転することが必要にはなります。（「これは大野川とかは入らないわけやろ。大野川発電所とかは別やろ」と言う者あり）大野川発電所と別府発電所については、FIT契約をしておりますので、今回の契約の中には入っておりません。

末宗委員 あっ、別府もFITになっているの、もう。いくら、FITは。

深藏総務課長 別府は27円で契約しております。（「分かった」と言う者あり）

太田副委員長 先月ですかね、県内所管事務調査で判田浄水場を視察させていただきましたが、かなりもう建築以来時間が経過して、老朽化も酷いんじゃないかと思うんですけれども、改修等の計画は今のところはないと思うんですけれ

ども、それでもやはり次の対策として、浄水場の再整備計画みたいなものはないのでしょうか。

竹中工務課長 老朽化が進んでおります大津留浄水場については、今年度から工事発注に向けた委託をやっていく予定です。判田浄水場については、大津留よりも新しいものですので、大津留浄水場の工事完了後といえますか、大津留浄水場の老朽化対策が終わりましたら、あわせて判田浄水場も進めていく検討は進めております。（「分かりました」と言う者あり）

栢田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

栢田委員長 委員外議員の皆様は御質疑等はありませんか。

福岡委員外議員 教えていただきたいんですが、5ページの給水ネットワークを用いた隧道点検及び補修。もともと令和7年度はゼロ件で、実績もゼロやったから、評価しなかったということなんですが、令和4年度から令和7年度までのアクションプランということなんで、隧道点検については、もう全てアクションプランで計画された分は完了して終わっているということでもいいのか。それと、全体の隧道点検の実施率、点検率っていうのはどのぐらいなのか教えてもらいたいんですが。

竹中工務課長 アクションプランで計画された分については終了しております。進捗率としては、今年度に判田・小池原の隧道を点検する予定です。小池原の隧道の点検が終わったら、1巡目の点検といえますか、点検は100%になる予定でございます。（「ありがとうございます」と言う者あり）

栢田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

栢田委員長 ほかにないので、以上で、諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

栢田委員長 別にないようですので、これをもって企業局関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔企業局退室・商工観光労働部入室〕

栢田委員長 これより、商工観光労働部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として岡野議員、福岡議員と佐藤議員に御出席いただいております。

なお、本日は合い議案件の審査に際し、税務課の阿部課長にも御出席いただいております。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました第68号議案大分県宿泊税条例の制定についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

小田切商工観光労働部長 商工観光労働部長の小田切でございます。

皆様におかれましては、商工観光労働行政をはじめ県政の諸課題に対して、日頃から御尽力いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、合い議案件1件と付託案件2件、県内所管事務調査のまとめ、諸般の報告をさせていただきます。合い議案件は大分県宿泊税条例の制定、付託案件は大分県宿泊税基金条例の制定及び補正予算案を提案しております。補正予算案につきましては、中東関連の中小企業金融対策、さらにはLPGガス関連、さらには再エネルギー関係の支援、宿泊税関係の導入に関する支援です。それでは、担当所属長から御説明いたします。

河室観光政策課長 資料の1ページを御覧ください。

第68号議案大分県宿泊税条例の制定について、御説明いたします。

大分県宿泊税については、大分県観光振興財源検討会議の報告を受け、パブリックコメントや宿泊事業者意見交換会を踏まえ、制度の詳細を検討してまいりましたが、本定例会に条例案を提出しておりますので、その内容について御説明いたします。

まず、1制定理由についてです。持続可能な観光地域づくりを目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民

生活の質の確保との両立、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を導入するものでございます。

次に、2大分県宿泊税の仕組みについて御説明いたします。

(1) 納税義務者等について、納税義務者は宿泊者とし、課税客体は県内の旅館・ホテル、簡易宿所や民泊施設といった宿泊施設への宿泊行為に対して課税するものとします。

(2) 税率については、1人1泊当たりの素泊まり宿泊料金に応じて、段階的に課税することとし、5千円未満が100円、5千円以上2万円未満が200円、2万円以上10万円未満が500円、10万円以上を2千円とします。

(3) 徴収の方法については、宿泊施設の経営者を特別徴収義務者とし、当該特別徴収義務者が宿泊者から税を徴収し、県に納入する特別徴収とします。原則毎月末日までに前月分の税を申告納入することとしています。

(4) 課税免除については、学校教育法第1条に規定する学校が実施する修学旅行等や児童福祉法に規定する保育所等が実施する宿泊を伴う行事を対象とします。

(5) 市町村への交付金については、税収から災害等への対応のための積立て、賦課徴収費用を除いた額の7割を交付金として市町村へ交付することとしています。

次に、資料右側の3大分県宿泊税条例の概要について御説明いたします。

本条例は、全21条の構成となっております。

まず、第1条から第5条では、さきほど御説明した、宿泊税の基本事項や徴収方法を規定しています。

第6条以降は、特別徴収義務者や申告納入などの税の手続について規定しています。

第16条から第21条では賦課徴収の準用などについて規定していますが、第16条において、賦課徴収については大分県税事務所長に委任することとしております。

附則については、施行等に関する事項を定めており、本条例の施行後3年を目途として条例の施行状況について検討し、必要に応じて条例

制定後の見直しを行うことについて規定しています。

最後に、4施行期日については、地方税法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において、規則で定める日としています。

なお、条例案の骨子につきましては、資料の2ページ以降に添付していますので、お時間のある際に御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

桝田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 お疲れ様です。

3点質疑があります。

まず、1点目は、民泊とか、カプセルホテルとか、ゲストハウスとかが増えていると思うんですけども、そういう簡易宿所に対しての徴収方法をどうするのか。今、対面なしで、スマホでやり取りして、自分で鍵を開けてみたいところもありますよね。そして、その宿泊料金はもう事前にカードで支払いを済ませているのかというふうな形ですね。支払方法、徴収方法が1点ですね。

2点目が、修学旅行や学校行事等に関しては免除っていうのはいいと思うんですけども、また高額の宿泊料金に対して段階的に徴収するっていうのは、まあいいかなって思うんですが、5千円未満にも100円の宿泊税がかかるし、部活やスポーツ大会とか、そういう部分に関しては宿泊免除にならないんですよねっていう提案ですね。大学生にも宿泊税がかかると。今、教育の負担が非常に重い中で、いろいろな幅広い方々に対してのスポーツや文化の機会を保証していく必要があるかと思うんですけども、部活やスポーツ大会など、また、大学生に対しても免除できないのかというふうに考えます。

それと3点目が、さきほど言ったように、旅行代金は事前にカード払いを済ませているケースが多い。しかし、この税に関しては、現地決済なんですよね。事後に支払う、チェックアウト

トの際に支払うようになっているかと思うんです。そのときにその手間ですよ。もうホテル側、宿泊事業者側もたくさんの方がチェックアウトするときにそこで混雑するとかいうふうなことも考えられるし、事業者の方々、関係者の方々が心配されているのは、事前に旅行代金を払うカード決済に対しても宿泊事業者側が手数料を支払っていますと。そして、チェックアウトの際に日本円を持っていないとか、もう現金を持っていません、全部カードですとかいう場合に、またそのカードで宿泊税を支払うとなると、二重にカード払いの手数料がかかってくる。それを宿泊事業者側が二重に負担しないといけないんですかっていう御意見があるんですよ。そこを心配されています。

だから、その点、手間もカードの手数料も負担になると。そういう点をどう考えるのか。そういう負担があるので、今、徴収義務者の宿泊事業者への交付金は2.5%ということになっているんだけど、それを引き上げてほしいという声もあります。その3点についてちょっと答弁いただきたいと思います。

阿部税務課長 3点御質疑いただきました。

まず、民泊とかカプセルホテルでの徴収方法なんですけど、基本的に申告税目ですので、まずは申告していただくという前提になります。当然、カプセルホテルとか簡易宿所になると、宿泊者の台帳などの記載も義務付けられておりますので、そういったものとか、実際の伝票とかを後ほど県税事務所の方が、5年に一度の予定ですけども、調査いたしますので、そこで突き合わせ処理をするなどで適正な申告をされているかというのを確認するという仕組みと考えております。

二つ目の学校行事の関係ですけども、確かにスポーツ等での利用はあるとは思いますが、今回は学習指導要領にのっとりたもののみの課税免除と考えております。それもやはり幅を広げるかどうかということもあるんですけども、実際の宿泊事業者の方で、どれが免除なのか、スポーツ大会とかになると、いろんな連盟とか団体が主催するものとかがございますので、ど

こで線を引くかというところが問題だと思いついて、今のところは学習指導要領にのっとりたもののみ免除するという規定で考えておるところです。

3点目のカード払いの手数料の関係ですが、委員御指摘のとおり、確かにカードで支払うときの手数料は御負担いただくということで、結構手数料がかかるものとは存じ上げておりますけれども、特別徴収義務者への2.5%の報奨金に加えて、ちょっとまだ今検討のところですが、eLTAXの電子申請のものについては0.5%上乗せを今検討しているところでございますので、また意見を聞きながらその辺を定めていきたいと思っております。

猿渡委員 ありがとうございます。

やはり今、例えば消費税でも、実際に価格転嫁できずに事業者側が消費税を実質的に負担せざるを得ない状況というのがあると思うんですよ。それと同じように、やはり実質的にホテル側がもうお客様に転嫁できずに負担せざるを得ないような状況にならないようにしないといけないと思うんです。やはりそういうことが考えられると思うんですよ。ケースとしてはあり得るんじゃないかということが心配されますので、簡易宿所などに関してもしっかりと把握していただいて、不平等にならないような対応をしていただかないといけないと思います。

その2.5%に加えて上乗せも考えているということなんですけれども、それがその幅広い事業者に届くように今までもいろいろ御意見を聞かれてきているとは思いますが、そういう率直な御意見も今後も把握しながら、しっかりと上乗せも進めていただきたいなと思います。

ただ、やはり今、県民の皆さん、国民の皆さんが物価高で非常に生活が大変なときに新たにこういう税を課税するっていうことに対して、今言ったようないろいろな心配点や低所得者に対してどうなのかっていうふうな思いもありますので、ちょっとこれには私たちは賛成できません。

木田委員 合議案件なんで、単独で今審査し

ていますけれども、第74号議案との関係があると思うんですが、ちょっとここで聞いていいかをお尋ねするんですけれども、今回、18条の市町村への交付が多分財源のうちいろんな経費を除いて7対3ということでお決めになられるということで伺っているんですが、全国的に宿泊税を導入しているところで、大体このような配分なのかどうかですよ。その辺の動向をです。例えば福岡県とかは、市税、県税と二つで賦課徴収しているところとか、ちょっと状況が違うのかなと思うんですが、同じようなタイプのところでもいいんですが、財源の市町村配分の考え方はどのような全国的な状況かをちょっと教えてください。

河室観光政策課長 先に入れている先行自治体の事例を調べてみますと、やはり大分県のように市町村への交付割合が多いところは基本的になくて、やはり1対1か、あるいはそれよりも県の取り分が多いものが多いところがございます。ただ、観光を振興する上では、やはり地域に根差した課題等がございますので、それをしっかり進めていきたいというふうに考えておりますことから、今回は7割を市町村に交付するというところでさせていただきました。（「分かりました」と言う者あり）

太田副委員長 猿渡委員が言われたように、簡易宿泊所なんかは宿帳がほとんどない状態で、後で検証するというのはかなり難しいのかなというのと、1泊素泊まり料金を基本にすることですけれども、私どもは基本的に1泊2食の料金体系で、現実に行っているところに、その1泊2食を別々に料金形態をつくらないけんのか。わざわざそういう作業をせないけんのかというのと、料金がもう最近毎日金額が違う。週末、ハイシーズン、全部もう今、料金が違う中で、料金を固定することの煩雑さが結局宿側には求められると。そういうところをどういうふうに考えているのかというのと、入湯税とこの宿泊税を両方また当然お客からいただく。そうすると、大部分の人がカード支払いすることで二重の税を払うというようなこともあるし、カード会社にもその分を払わなきゃいけないと

いう、いろいろな部分があります。

だから、これはやってみないとその辺が分からん部分もあるかと思うんですけれども、特に1泊素泊まり料金を基本ということの現実に旅館あたりがどういうふうに理解して、固定する作業がいろいろあるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいんですが。

阿部税務課長 副委員長御指摘のとおり、素泊まり料金の算定については、これまでの意見交換会でも結構意見が出ていたところがございます。ただ、今回、宿泊行為に着目した税目ですので、その中には食料料を含めないのが通例というところで、そういった素泊まり料金に基づいて税率を算定している、お願いする形になっております。

実際のところ、各事業者の申告をどうされるかっていうところだと思うんですけれども、確かに食料料、原材料費に加えて人件費とか、当然そこに収益が乗せられた形になると思いますので、なかなか算定が難しいと実感しているところがございますが、そこはできる限り簡易にできるようにいろいろ考えているところがございます。また、どうしても算定が不能、なかなか素泊まり料金を出しにくいという場合は、簡易な方法を今検討しているところがございます。

あと、入湯税との関係ですけれども、やはり入湯税は鉱泉浴場への入湯行為に着目した市の税金ですので、それぞれのものとなります。どうしてもカード払いでも手数料ということがございますが、さきほど申し上げたとおり、そこをできるだけ補填できるように報償金の方を2.5%ですけれども、お支払いするというのを考えているところがございます。

太田副委員長 特に5千円から2万円と2万円から10万円未満、ここでやっぱり旅館側としては200円払うか、500円を払うかで随分大きい。そうすると、1泊2食で結局、実際には2万円以上もらうところも2万円以内に逆に抑えて、200円でというようなことが起こるんじゃないかなというふうに、もう悪意じゃないですけれども、やっぱりそういうふうに事業

者側としては、2.5倍になるのか、200円で済むのかちゅうのは、ちょっとこれ、現実に大きな差になるんで、やっぱりそこら辺が起こってくるのかな。その辺はどういうふうに考えられていますか。

阿部税務課長 実際の制度を運営してみないと実際にはどういう状況かっていうのは分からないところではございますが、確かにそのダイナミックプライシングとかで日によって料金が違っている形態がほとんどだと思っております。その境界線のところで、実際にその食事料をどう抜くか、控除するかでまた考え方が変わってくるんだと思うんですけども、一つは、今、こちらの観光局の方で、できるだけ手間を省くためのシステム改修の補助金とかを出すようにしておりますので、そういったところで、まず、DXの方でできるだけ手間なく料金が算定できるようにしていくのがまず一つと、後は、実際の宿泊事業者への、これからまた説明会もある中で、いろいろ御説明申し上げる中で、適正な運営に努めていただきたいという思いでございます。

梶田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 委員外議員の皆様から御質疑等ありますか。

佐藤委員外議員 これまでも会議の中でいろいろちょっとお聞きしたかと思うんですけども、年間の想定税額を出されていまして。それで、この今回ちゅうか、この4区分に対するそれぞれの割合をどの程度に見ているんでしょうか。多分さきほどからの話の中であったと思いますけれども、私の感覚からすると、5千円から2万円の区分が一番件数的には多くなるのかなと。金額でするとまた変わってくるのかもしれませんが、その辺をちょっとお聞きしたいのと、さきほどちょっと議論の中で、ちょっと引っかけたんですけども、税金だけを別にやっぱり徴収しなくちゃならないんですか。宿泊に上乗せして徴収することは不可能なんですか。ほとんどの場合、今、事前決済なんで、そうしないと、さきほど猿渡委員がおっしゃられたよ

うに、いらん手間もあるし、いらんお金も払わないといけないんじゃないかなちゅう気がするんですけども、すみません、そこを教えてください。

河室観光政策課長 最初に御質疑いただいた料金区分のところの割合についてなんですが、委員がおっしゃるように5千円から2万円のところですね、2万円以下のところが全体の8割を占めているということで考えております。

阿部税務課長 事前の宿泊料金のお支払いとは一緒にお支払いできる決済、結構あるんですけども、実際、旅行者とか、大きなサイトとかの対応もあると思うんですが、ただ、今例えば東京都とかで泊まって、現地決済、その分だけ別にくださいっていうのが結構あるんですけども、東京都でも当然予約時に一緒が取れるんですが、OTA（オンライン旅行代理店）とかの手数料が10%以上かかるっていうことで、わざわざそれを外して徴収しているっていうケースがある。要は宿泊税に対して旅行者が取る手数料が上に乗っちゃってしまうので、その分の負担が事業者にかかるということで、別に徴収しているケースが結構あるという実態でございます。徴収しようと思えばできるということです。（「ああ、そういうことか。はい、分かりました」と言う者あり）

梶田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 ほかに質疑もないようなので、これより、採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議あります」と言う者あり〕

梶田委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

梶田委員長 挙手多数であります。

よって、本案のうち本委員会関係部分につい

ては、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第74号議案大分県宿泊税基金条例の制定について、執行部の説明を求めます。

河室観光政策課長 資料の6ページを御覧ください。

第74号議案大分県宿泊税基金条例の制定について、御説明いたします。

1 制定理由ですが、さきほど御説明しました大分県宿泊税条例の制定理由と同内容にしております。そうした観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、大分県宿泊税基金を設置するものです。

2 条例の内容ですが、他の基金条例と同様にしております。第1条の設置目的は、制定理由と同様の内容とし、第2条には、基金に積み立てる額を、県に納入された宿泊税に相当する額とすることを規定します。第3条から第5条には、基金の管理等について、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することや、運用から生じる収益を基金に編入すること等を規定します。さらに、第6条には、基金の処分について、第1条に定める観光振興を図る施策及び賦課徴収に要する費用に充てる場合に限定することを規定します。最後に、施行期日については、大分県宿泊税条例の施行の日とすることを定めます。

以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

柘田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

木田委員 さきほどの徴収条例の7対3での交付というのは、大分だけだという、このタイプの賦課徴収の方法では。そこで、やはりかなり市町村に対する交付割合が高いということであり、その使途をどう考えていくのかというのがスタート時点で一番重要なポイントになると思うんですね。最初から広げてしまうと、それは駄目ですよというのが、なかなか利かなくなる

ということを考えたときには、それはやっぱり税を交付する以上、その使途の考え方というのは、冒頭のところでかなり整理して市町村に示すべきだと思うんです。ここに書いてある旅行者の受入れであるとか、戦略的な誘客とかいうところは、なかなか幅広に捉えられると、市町村もどこまで使っていいのかというところは迷うところはあると思うんですが、やはり入湯税もそうですし、おおいた森づくり税もそうですが、なかなかどう使途を考えていいのかというのが、入口段階で非常に重要になると思うので、そこをどのようにスタート時点、かなり絞り込んだ形でスタートすべきじゃないかなと思うんですが、その辺、考え方をお願いいたします。

河室観光政策課長 使途については、さきほど御説明した第1条の目的に要する費用に充てるということで、現段階で細かく詳細に使途を絞っていないところですが、実際にやはりこの宿泊税を納めていただく宿泊者であるとか、特別徴収に御協力いただく宿泊事業者の皆様のやっぱり理解をいただくということが大変重要になるかと思います。そういった意味で、やはり使った後、しっかり使途を公表する。そうすることでやはりそのあたり、要は目的から大きく外れることにはなかなか使いつらいというようなことになってくるかなというふうに思っておりますので、現段階では、市町村に交付する交付金についても、細かくこれは駄目ですよ、あれは駄目ですよということまでは今のところは考えておりませんが、今後また、今回条例を可決いただければ、もう少し詳細に市町村とも議論しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

木田委員 やはり税として市町村に交付するわけでありますので、その使途はかなり厳正に対処しなければならないという原則だと思うので、消費税だって、県から市町村に精算して交付していくわけなんで、それはやはりちゃんと、今は社会保障に全部こういうふうに使っていますということは市町村に公開していますが、ただ、本当にそれがこの目的に沿う内容で支出されて

いるのかというところは、市町村任せのところ
でいいのか、県税としてやっている以上、県も
ある程度関与する必要があるかとは思いますが、
その辺の関与はないということなんでしょう
かね。

河室観光政策課長 そのあたりについては、毎
年県の方では、この使途、県の使った分も含め
て毎年検証するようにしています。それを公表
するようにしておりますので、その検証作業を
する中で不適切な事例とかが出てきた場合には、
そこは議論かなというふうに思っておりますが、
今のところはそこまで細かく使途を絞るような
ことは考えていないというところで、いずれに
しましても、さきほど申し上げたように、この
議会で可決いただければ、また市町村と議論し
ながら、そのあたりの使途についてはまた検討
していきたいというふうに思っております。

木田委員 やはり最初に申し上げたとおり、ス
タート時点が一番大切になると思うんで、そこ
はしっかりみかじめというか、しておく必要が
あると思います。ここは強くちょっと要望しと
きます。お願いいたします。

猿渡委員 やはりお客様に対してもスタートの
段階、初年度初めて宿泊税を納めますという段
階で、具体的な使途のイメージが見える方がホ
テル側としても理解をいただきやすいという
ところがあると思うんですよね。ですから、次
の年になって、こういうことに使いましたとい
うよりも、こういうことに使いたいのであって
いうのがある程度でいいので、イメージでき
るような説明ができる方がやりやすいと思うん
です。どちら側も。その辺をちょっともう少し
具体的に見える化できないんでしょうか。

河室観光政策課長 使途については、昨年度 1
年間開催された財源検討会議の中でもやはり議
論が出ております。その財源検討会議の中でも、
大分県の課題というのは何点か指摘されてお
りまして、一つは、特定地域への観光客が集中
していると。あと、受入環境の整備も不足して
います。あるいは、周遊促進が図られていない
であるとか、需要の平準化、危機管理体制の構築、
観光推進体制の強化、このあたりは大分県の課

題として、財源検討会議の有識者の中でも御指
摘いただいているところもありますので、こう
いった有識者の皆さんの御意見も踏まえながら、
実際に使途についてはしっかり検討していきたい
と。

やはり泊まれる方に宿泊税を納めていただ
くことになりますので、事前にしっかり周知、
広報は大切だと思っておりますので、こうい
った持続可能な観光地域づくりを目指していく
というところは、宿泊事業者の皆様に対し
てしっかり説明、PRしていきたいというふう
に思っております。（「お願いします」と言う
者あり）

梶田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 委員外議員の方は、御質疑等あり
ませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 ほかに御質疑等もないので、これ
より、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す
ることに、御異議ありませんか。

〔「異議あります」と言う者あり〕

梶田委員長 御異議がありますので、挙手によ
り採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す
る
ことに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

梶田委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきもの
と決定しました。

次に、第 6 4 号議案令和 8 年度大分県一般会
計補正予算（第 1 号）のうち、本委員会関係部
分について、執行部の説明を求めます。

河室観光政策課長 資料 7 ページ一番下、宿泊
税導入支援等環境整備事業 6 億 6, 7 5 3 万 6
千円です。

この事業は、宿泊税の円滑な徴収環境を整備
するため、特別徴収義務者である宿泊事業者が
行うシステム改修等を支援するとともに、宿泊
者に対する制度周知等を実施するものです。

具体的な事業内容について説明します。

まず一つ目は、宿泊税対応に向けた既存レジシステム等の改修に要する経費への助成です。これは、宿泊料金の管理や精算等を行う既存のレジシステムについて、宿泊税額を算定する機能や、領収書に宿泊税を印字する機能等を追加するための改修費用に対して、補助率10分の10、限度額200万円まで支援するものです。

二つ目は、省力化に向けた新たなレジシステムの導入等に要する経費への助成です。宿泊税の導入を契機に宿泊事業者の業務省力化をさらに進めるため、予約管理等を紙で行っている事業者が新たにレジシステムを導入する場合やキャッシュレス決済用端末を導入する場合などの経費に対して、補助率3分の2、限度額300万円まで支援します。また、賃上げに取り組む事業者に対しては、補助率を4分の3、限度額340万円に引き上げます。

三つ目と四つ目は、周知・広報を徹底するため、宿泊事業者等の問い合わせに対応するコールセンターを設置するとともに、周知啓発用のリーフレット等を作成し、宿泊施設や県内外の交通拠点等に配布・掲示するものです。

これらの取組は、県内各地で実施した宿泊事業者の皆様との意見交換会等における声を受けて実施するものです。円滑な制度導入に向けて、スピード感をもってしっかりと準備を進めてまいります。

吉野経営創造・金融課長 同じく資料7ページ、上段の上から2番目です。

中小企業金融対策費30億4,175万8千円です。

この事業は、アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃に端を発した中東情勢により、経済的な影響を受ける中小企業等の資金繰りを支援するため、原材料高や物価高騰等に対応した保証料率ゼロの制度資金の新規融資枠の増額を行うものです。

具体的には、令和8年度当初予算で確保した経営環境変動対応融資の新規融資枠を100億円から200億円に増額するため、貸付原資を30億円金融機関に預託するとともに、保証料

をゼロとするため、信用保証協会に4,175万8千円の保証料補助を行い、先行きの見通しに不安を抱く中小企業者の資金繰りに支援を行います。

阿部産業GX推進室長 同じく資料7ページを御覧ください。

一番上、LPガス等価格激変緩和対策事業4億3,683万円です。

この事業は、LPガスの消費者や特別高圧契約で受電する中小企業等に対して、本県独自の支援を行うものです。

国による電気・ガス料金の価格高騰対策支援が、本年7月から9月まで実施されることを受け、国の支援の対象外となるLPガス消費者や特別高圧で受電する中小企業等への負担軽減策を実施します。

事業内容について御説明します。

まず、LPガスについては、契約を行っている一般消費者等に対し、本年7月から9月分として、一契約当たり580円を支援します。

これは、国による都市ガスの標準世帯への支援額と同額としております。

具体的には、県LPガス協会を通じ、LPガス販売事業者に対し割引原資を補助するものであり、これまでと同様に、契約者が申請手続きを行わずに値引きされる仕組みとし、原則、令和8年8月の検針分から値引きいたします。

また、値引きを行うLPガス販売事業者に対する事務費の助成を行い、事務負担の軽減を図ります。

次に、特別高圧契約で受電する中小企業等への支援についてですが、本年7月から9月分の電力使用量に応じ、国の高圧への支援と同様に、1キロワットアワー当たり1.8円から2.3円を補助します。本年10月以降に各事業者から申請を受け付け、補助金を交付します。

これらの取組を通じて、LPガス消費者や特別高圧電力を使用する中小企業等における経済的負担の軽減を図ってまいります。

続いて、三つ目を御覧ください。

中小企業等エコエネルギー導入緊急支援事業7億3,380万円です。

本事業は、中東情勢によるエネルギー価格高騰といった、地政学的リスクの影響を受けにくい経営体制を構築するため、中小企業等が行うエコエネルギーの導入を支援するものです。

事業内容としましては、エコエネルギーをより効率良く使用できる自家消費型エネルギー設備等として、太陽光と蓄電池の組合せや、コージェネレーション設備等の導入に、補助率4分の3、限度額として1千万円から1,500万円を支援します。

加えて、支援により削減されたコストを、賃上げに反映する事業者には、補助率5分の4、限度額として1,140万円から1,690万円を支援し、安定したエネルギー確保に資する県内事業者の前向きな投資を後押しします。

柊田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

後藤委員 1個いいですか。僕は宿泊税とか詳しくないんですけども、民泊なんかしているところが、民泊代行事業者なんかを使って特別徴収義務者、それはオーナーなんでしょうけれども、そのオーナーの分の代行まで特別徴収するのかなったら、そのときは民泊代行事業者のレジの改修とか、そういうのまで請け負ったりするのか。よく分かっていないんですけども、何かすごい難しそうだなと思って、そういうのを教えてもらえたらと思います。民泊代行事業者の、別府市とかもそうですけれども、Airbnb（エアビーアンドビー）とかもなんか予約サイトで宿泊税を自動徴収できないとかって、話をちらっと聞いたんですけども。

河室観光政策課長 基本的には宿泊事業者に対して出す補助金ということにしておりますので、代行の方が仮にいらっしゃったら、そこまで出すかどうかということまでは考えていなくて、基本的にはその宿泊事業を営んでいる方に対する補助金ということで考えております。

後藤委員 県外で、例えば東京都の方が福岡県とか、大分県もそうでしょうけれども、物件を持っているとかというのを聞いて、やっぱり民泊の代行事業者の方なんかってというのは、すご

くそういう仕事って増えているんじゃないかなと思うんですけども、何となくその辺のイメージが湧かなくて、大分県にそういう民泊代行事業者だとかが持っている、管理している物件だとか、こういう宿泊税のことだとかってというのは、そういう方ってこの会話に参加したりしているんですか。

河室観光政策課長 今回、宿泊事業者との意見交換会もこれまで県内各地で何度も開催しております。それについては、県内で宿泊の営業の許可を受けているところに案内を出させていただいているということになりますので、きちんと許可を受けているところであれば、案内が届いているだろうと。実際に参加されたかどうかまではこちらでも把握しておりませんが、一応御案内はして、また、パブリックコメント等をホームページにアップする形でしておりますので、基本的には情報が届く環境にはあるかなというふうには認識しております。

後藤委員 民泊代行事業者とかって、なかなかこういう会話というか、何かそういう会議とかにはなかなか出てこないものなんですか。皆さん民泊している人が、みんなオーナー御自身が参加しているのか、僕はイメージが湧かないんですけれども。

渡辺観光局長 過去に民泊代行事業者の方が意見交換会にお見えになったこともあります。私も直接お話ししましたが、自分がオーナーから預かって複数の施設を管理しているというふうなお話をお伺いしたことがあります。

ですから、保健所で許可をしている、あるいは届出があっている民泊も含めた宿泊事業者に全て通知をお送りしております。オーナーがほとんど出席されるところが多いんですが、そういう形で代行事業者の方が、別府市であったと思いますけれども、出席をされた事例はあります。

そういう方々が今回の宿泊税に関して関心を持っていただいて、その方からは、やはりさきほどからお話が出ておりますように、自分たちは誠実に対応したいと、だけれども、きちんと申告をしない人が出てくると不公平なので、そ

の辺は県としてもしっかり対応してほしいというふうに言われておりますので、OTAの事業者に対しても、OTAに対してもそういう調整とか交渉、聞き取りをするようにしておりますし、不公平がないような形で県としてはしっかり対応していきたいというふうに考えております。

それから、代行事業者のレジ改修について、これはまだ検討はしておりませんが、県が宿泊税を導入するということが原因でレジ改修が必要になるのであれば、やはり対象として考えてもいいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、どの程度の改修が必要かとか、これは個別に判断させていただければというふうに考えております。

後藤委員 さっきの太田副委員長の話を聞くと、何か台帳はなかなか難しいので、民泊代行事業者とかになると、この台帳とかがきちんと残るものなんですか。最後にそれだけ、教えてください。これはイメージが全然、よく湧いていなくて。台帳。（「宿帳だね」と言う者あり）宿帳。そういうのも全部任せるということですね、代行事業者に。

阿部税務課長 民泊事業法の詳細までちょっとあれなんですけれども、基本的に県外のオーナーの場合の民泊とかは、県内の方を納税管理人として指定していただく必要がございます、多分そういった代行業の方々がやられるのではないかと思います。そういった方に申告納入をやっていただく形になりますので、恐らくそこで、その法令上にある台帳が実態として作られていないという可能性はあるんですけれども、そこはここで遵守をお願いしていくしかないのかなと考えております。（「分かりました。難しいですね」と言う者あり）

木田委員 今回、国庫補助金の取扱いについてお尋ねしますが、中東情勢の影響などを踏まえた対策ということで、商工観光労働部でこれだけあるんですけれども、それぞれ国費が100%のものと、中小企業の分は一部国庫が入っているということですが、その国庫の振り分けというのは、メニューごとで積み上げて決まっ

ていくものなのか、あるいは、大分県としてはLPガス、特別高圧をもうちょっと手厚くしたいからということでもできるような代物なのか、自由度があるのかですね。

そういうようなメニューで、大分県はここまでですよみたいな形なのか、いや、この予算についてはここに上乗せしたいという自由度まであるのかどうか、その辺を教えてください。

加来商工観光労働企画課長 財源については、基本的には総務部の財政課の方で措置しているんですが、今回の物価高騰の補助金については、県で基本的には自由に充当していけるようになっていると思いますので、それは他の基金費とか、他の財源との兼ね合いの中でそれぞれの事業にいくら物価高騰対策の交付金を入れていくかというのは、その事業ごとにほかの財源との兼ね合いを見ながら入れているようになっています。

木田委員 国の補助金全体が今回の中東情勢、大分県に一回来るというのが先に決まっていて、あとは中で決めるということでもいいかどうかですね。

加来商工観光労働企画課長 これは財政課が答えるべきと思うんですけれども、物価高騰対策の交付金は一旦もう県に交付されています。それを県の中で使っていくという形になっています。（「分かりました、それでこの予算になっているということですね。ありがとうございます」と言う者あり）

末宗委員 ちょっと1点だけ。俺、一般質問で質問したんですけども、物価高騰、これ何%ぐらいを見込んでおるのかね。統計で1.4%とかいうたら、まだ政府は、昔は2.5%までは物価上げな悪いっちゃうて言いよったんだけど、何%想定して、ある程度、国も県もだけれども、しているんかね。

加来商工観光労働企画課長 県として物価指数をいくらにするっていうのは、基本的にはなくて、国の方で目標を定めてやっている形になっていると思います。今、実際令和8年4月の消費者物価指数というのは、前年同月比で1.4%というふうになっているんですが、これは総

務省が公表している指数で、基本的には政府によりガソリン価格の負担軽減措置に加え、ガソリン税の暫定税率の廃止により、消費者物価指数によるエネルギー関連の上昇幅を抑えているということで、基本的には今回の国の施策の分は差し引いているという形になっています。

なお、日銀が試算している総務省公表値から特殊要因を除いた消費者物価コア指数によると、4月は2.8%上昇という形で認識しています。

末宗委員 消費者物価指数の統計の取り方、これは県は研究しているのかね、大体そのあたりを。大体間違った統計と思うんだけど、国が今しているのは。間違ったことをするのが国の商売じゃろうけれども、こんなに違ったら、一般の感覚と。統計の意味がないじゃない。

加来商工観光労働企画課長 ちょっと物価指数の考え方については、国が一定の目標数値は持っていると思うんですけども、県ごとの物価指数っていうのが、基本的に考え方を定めているっていうのは、基本的に目標値を設定してはいませんので、国が示しているもので判断していくしか今はないと考えております。（「あやふややね、まあいいや」と言う者あり）

猿渡委員 本会議で堤議員が求めたように、持続化給付金や家賃支援や保証料や金利上昇に対する金利の免除など、重ねて求めたいと思います。これはもう県の考えは答弁と重なるかと思えますのでいいですけども、国がやるべきというふうな答弁もありましたので、国に向けてもしっかり声を上げていただきたいと思います。

それと、この機会に、日本って非常に過剰包装だと思うんですけども、やっぱりそういう過剰包装を見直すとか、リデュースを進めていくっていうことが求められると思うんです。そういう国民の意識とも見合ってくるんじゃないかと思えます。

また、自然由来のものに切り替えていく方向で、これはちょっと長期的な部分もあるかと思えますけれども、できるところから石油由来のものから自然由来のものへと切り替える、その方向で県としても研究、開発促進などに、普及などに力を入れていただきたいと思います。

れども、2点いかがでしょうか。

加来商工観光労働企画課長 1点目のコロナの際にあった、そういった支援についてなんですけれども、国の方で、やはりコロナと今回の物価上昇は、今実際に先行きが不安だっという部分で皆さんがいろんな先行きの不安さに対して経済が少し低下しているという状況なんですけれども、コロナの時はもう完全に経済がストップしてしまっていたので、そういった部分もあるのかなと考えています。

そこは国の方でしっかり判断していただいていると思いますので、今私が言ったようにちょっと規模が違うっていうことで、今そこまでの出動とはなっていないんじゃないかというふうに考えています。

もう1点の……（「リデュース」と言う者あり）今言われたようなお話っていうのは、県としても進めていきたいということで、今回の補正予算になくても、再エネ導入のそういった設備の導入補助というものをしていますので、そういった形は是非進めていくことが私たちも大事なんじゃないかと考えております。（「お願いします」と言う者あり）

桝田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

桝田委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

福崎委員外議員 LPガス等の価格激変緩和対策です。中小企業を支援することは大変いいことだと思います。積極的にやっていただきたいと思うんですが、特別高圧で契約している大企業という、例えばデパートなんかいうのは、特別高圧で供給されているケースが多いんですよね。大企業扱いされて、結局はこの対象にならないと。だけれども、この7月、8月、9月なんていうのは、やっぱりお客さんが熱中症対策とか、そういう暑熱対策で多く見えられて、クーラーを止めるわけにもいかない、ということは電気消費が大きいんですよね。

そういう面では、やっぱり中小企業等だけじゃなくて、大企業にも支援するべきと思うんですが、そこら辺、もう一度考え方を聞きした

いです。

阿部産業GX推進室長 大企業への特別高圧の支援についての御質疑をいただきました。

それについては、さきほど木田委員の方から、この財源である重点支援交付金の使い方について、加来商工観光労働企画課長の方からお答えさせていただいたとおり、重点支援交付金については、今回のLPガス特別高圧だけではなくて、医療だったり、保健だったり、農林水産業であったり、いろんなものの中で財政課と協議しながら、どういう予算を割り当てるかというふうな形で協議しながら進めているところでございます。

その中で、このLPガスをどれくらいの予算を充てられるかということになるかと思いますが、その充てられる予算がある程度限られている中で、やはり国の方も基本的にはこの重点交付金については、あくまで県の方に何に使うか裁量はあるんですけれども、推奨事業メニューということで推奨が示されておりまして、基本的には中小企業等の支援を念頭に使ってほしいというような事務連絡が来ております。

それを一つの根拠、そして、全国的にも8割以上が基本的には中小企業に対してこの予算を使って支援しているという状況を踏まえまして、大分県としては、もちろん大企業も支援があればいいんだろうと思うんですけれども、限られた予算の中では、中小企業等の支援を基本的には手厚くさせていただきたいということで、中小企業等に対して、小規模事業者も含めてですけれども、支援させていただいているというような考え方でございます。

福崎委員外議員 次の機会にまた聞きます。

梶田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議あります」と言う者あり〕

梶田委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決する

ことに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

梶田委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、去る5月12日から6月3日にかけて実施しました県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

小田切商工観光労働部長 委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、県内の商工観光労働部関係の企業や団体等、調査いただきましてありがとうございました。

さて、今回の県内所管事務調査におきましては、別府市にあります株式会社美装管理、大分市にあります三浦国土建設株式会社をはじめ、各地域における女性・高齢者等の活躍について御視察いただきました。

8ページを御覧ください。

あらゆる産業で人手不足が深刻化する中で、県経済の持続的な発展のためには、人材の確保・育成が喫緊の課題となっており、大分県産業人材確保・育成プランに基づき、各種施策を進めているところです。

本日は、多様な人材が活躍できる環境づくりのうち、委員の皆様により優良企業を視察いただいた女性の就業支援とシニアの就業支援について、担当所属長より御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

黒川雇用労働室長 9ページを御覧ください。

まず、柔軟な働き方です。プラン上は女性の就業支援となっていますが、女性に限らず、就業意識等の変化により、ライフスタイルに応じた時間や場所に捉われない柔軟な働き方を実現する就業環境の整備が求められていますので、以下の取組を進めています。

事業内容の一つ目、柔軟な働き方の実現では、テレワーカー初級者を対象に、就業に必要なスキルを養成するテレワーカー養成講座を実施します。

二つ目、就業（就職）先の獲得では、柔軟な働き方を望む方と企業とのマッチングイベントに合わせて、ワーカー同士の交流会を開催するほか、就業促進支援サイトで働きやすい環境を整備している企業を紹介することで、就業への不安を解消します。

三つ目、柔軟な職場環境の実現では、実際に多様な働き方を実現しているロールモデルを紹介する動画を作成し、Y o u T u b e（ユーチューブ）で紹介します。さらに、副業・兼業人材の還流を推進するため、職場環境整備を図る企業への経費支援を行います。

10ページを御覧ください。

シニアの就業支援です。県内企業の人手不足が深刻化する中、さらなるシニア雇用の拡大に向けた県内企業の意識改革や元気で働く意欲のあるシニアが活躍できるよう、以下の取組を進めています。

事業内容の一つ目、就業機会の確保とマッチングでは、県庁内に設置しているシニア雇用推進オフィスの推進員が県内企業を訪問し、シニア雇用に対する意識啓発や求人の開拓等を行い、シニア世代の希望に応じた柔軟な雇用環境の整備を促進しています。また、中高年齢者就業支援センターに配置した就職支援相談員は、ハローワークが行う職業相談・職業紹介と併せて、キャリアコンサルティングをワンストップで提供することで、シニア世代一人一人の能力や特性に応じた仕事とのマッチングを進めています。

二つ目、社会参画の促進においては、大分県シルバー人材センター連合会を通じて、県内各地域のシルバー人材センターにおいて、就業機会の拡大等によるシニアの社会参画、地域の担い手としての活動を促進しています。

これらの施策の展開により、誰もが安心して元気に活躍できる大分県の実現を目指します。

梶田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 別に質疑もないようですので、以上で、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

①について報告をお願いします。

河室観光政策課長 資料11ページを御覧ください。

令和8年度の観光誘致の状況について、御報告いたします。

まず、一つ目のクールサマー i n おおいた推進事業です。

酷暑が常態化する夏季における観光誘客の安定化は、年間を通じた観光需要の平準化につながり、持続可能な観光地域づくりを実現するために不可欠です。

本事業では、大分県の涼しいをテーマにしたガイドブックN A T U R E C O O L O I T Aを作成しました。多言語で2万部を作成し、国内外の情報発信に活用しています。

次に、観光関連施設におけるクールスポット創出支援です。酷暑の中、観光客の安全性・快適性を高める取組として、ミスト発生機やスポットエアコンの設置、夜間のライトアップ整備、さらには足水や打ち水といった日本らしい涼の工夫を取り入れる観光事業者等を支援しています。現在までに21施設から申請があり、夏に向け順次整備を進めております。

続いて、二つ目の温泉をいかした国内向けプロモーションです。

別府、由布院を中心に、県内各地の温泉エリアへの広域的な周遊を促すため、先月24日、温泉ファンが集まる静岡県熱海市の駅前広場にて、PRイベントを開催しました。別府市、由布市とも連携して、トークイベントや観光PRブース設置などを行い、およそ1,700人もの来場者で賑わいました。

資料右側を御覧ください。

三つ目のインバウンド誘客の取組です。

海外市場は、重点的に誘客を進める八つの国や地域に、各市場に精通した事業者を戦略パートナーとして設置し、旅行会社への日常的なセ

ールズ活動、商談会・セミナー等でのPR、市場ニーズ・情報収集などを行っております。

その活動の一環として、今月2日にオーストラリアのシドニーで開催された九州観光機構主催の九州観光個別商談会・ネットワーキング in シドニー2026に参加しました。オーストラリアは、コロナ禍以降、堅調に推移している市場で、現地の旅行会社6社と商談を行い、アドベンチャーリズムや観光列車などのコンテンツを紹介し、手応えを感じたところです。

次に、今月4日から5日にかけて、台湾の台北及び高雄にて、大分県単独の観光商談会を開催しました。

県内から延べ38団体、台湾側120団体に御参加いただきました。商談会を通じて、現地の旅行会社に対して、本県のクールスポットをはじめ、最新の観光情報を直接お届けし、新たな旅行商品の造成に繋げる貴重な機会となりました。

最後に、資料にはありませんが、今年4月に体制を強化したツーリズムおおいたとの連携状況について御報告します。観光局と同一フロアで業務を行うようになったこともあり、担当者間の情報共有や意見交換等が頻繁に行われ、事業実施にあたって、県の考える政策意図や課題認識と、ツーリズムおおいたの持つ現場感覚やマーケティングに係る知見等とのすり合わせが、タイムリーに行えるようになりました。引き続き、ツーリズムおおいたとの連携を強化し、戦略的かつ機動的な事業展開を進めてまいります。

榊田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 1点、海地獄など、別府市の地獄地帯の近隣の渋滞解消の問題で市民の方からも御意見があります、渋滞解消に取り組んでいただきたいと。ゴールデンウィークだとか、お盆の時期だとかに渋滞して、市民生活も、もうちょっとあの辺に近づかん方がいいなというような状況なんですよ。タクシーの運転手からもその渋滞解消を求める声があります。稼ぎ時の時期に渋滞に巻き込まれてしまうと、なかなか効

率が悪くなってしまうわけですよ。

ですので、ハーモニーランドでやられているように、別の場所に駐車場を確保していただいて、そこからシャトルバスで運ぶとか、例えばですけれども、そういうふうなことも是非考えていただきたいという声がありますが、今後に向けて何か補助金の活用とかも含めて考えていただけないでしょうか。

河室観光政策課長 観光の推進と地域、市民の生活との両立ってというのは、非常に大事な課題だというふうに認識しております。

そういった点では、今回宿泊税の中でも、そういったところは使えるようにということで目的のところにも書かせていただいております。

今、委員がおっしゃった課題については、我々の方としてもしっかりと現場を見させていただいて、いずれにしても、やはり事業者様、あるいは別府市とも協議しながら、どういう在り方、進め方がいいのかということをもた議論していきたいというふうに考えております。（「お願いします」という者あり）

木田委員 右の3国・地域ごとの対策ですが、私も今年、台湾プロモーションを見て、キティちゃんが大人気というのを実感しておりますが、この八つの地域でキティちゃんとかサンリオキャラクターというのは、どの程度通じるものなのか、知れ渡っているものなのか、アプローチできるものなのか、その辺もお分かりでしたらお願いします。

河室観光政策課長 キティちゃんについては、やはり世界に通用するコンテンツとしてみんながみんな関心を持っているというわけではないんですけれども、それぞれの国に行ったら、非常に旅行会社の方も関心を持って聞いていただいておりますので、こちらとしても、アジアあるいは欧米豪にかかわらず、どこまで誰に響くかというのが分からないところもありますので、積極的に本県のコンテンツとしてPRしているところがございます。

木田委員 行ってみて、アジアは大体分かるのか、ちょっと分からないんで、その辺感触をちゃんとつかんで、もちろんPRもせんと悪いと

思うんですが、この国ならいけるなとかいうのがあると思うんで、そこら辺は是非重点的に強化して、これからエンタメリゾート化もあるんで、その辺をしっかりと組んでもらいたいと思います。

末宗委員 ちょっと俺、観光誘客でよく分からない、数字が分からないけれども、大分県の観光客、どのくらいで、政府は昔は2千万人を目標って言いよって、今3千万人を超えて、4千万人ぐらいになっちゃるのかね。大分県はどうなっているのか、その数字がなくて、議論はなかなか難しいんだけどね。ちょっと5年ぐらいでいいから、5年前と。

河室観光政策課長 今ちょっと5年前の数字は細かい数字も持ち合わせていないんですけれども、トータルの数でいけば、もうコロナ前を上回るような状況で……（「だから、数字が具体的に何人とか何万人とか」と言う者あり）

これは国の観光統計調査の中で最新の確定値で出ているのが、令和7年の年間の数字になりますが、先に申し上げますと、823万2,770人にいらしていただいております。

梶田委員長 後で5年分の資料をデータとして皆さんにお配りしていただいてもいいですか。

河室観光政策課長 はい、分かりました。後ほど。

末宗委員 それからの質疑なんだけれどもね。何万人を目標に、今、大分県はやっていると、そういう説明がちょっとないもんだから、分からないんだけど。

河室観光政策課長 本県の目標については、宿泊客数と実際に観光消費額と、この大きくは2本立てで目標数値を定めております。現在定めているツーリズム戦略の中で、令和9年に県内の宿泊客数については851万5千人にするというふうな目標です。

それから、観光消費額については、目標を既に達成しておりますが、2,982億円ということで目標を立てておりましたが、もう去年の段階でその消費額の目標はクリアしているような状況でございます。

末宗委員 ちょっと言いたいのが、日本の観光

業、要するに世界の中で何で今、日本に来るかちゅうのは、要するに円安で1.6倍ぐらいの安さになって、そしてもう一つは、物価が安いよね、日本が。対策があってもなくても増えるんじゃないか、そこあたりを踏まえて政策を練っているんかどうかなを本当は聞きたいんだけど、今はほたっちゃっても増えるよ、まだ。だから目標は達成するやろうけれども、政策が逆に減らしても達成するようなことでは、お金いらんのじゃねえかというようなことだ。今後、正確に目標をね、お金をかける以上はある程度目標をちょっと上目にするのかなんとかちゅう感覚でやっているんかどうかなと思ってね。

河室観光政策課長 県内の来県者数は堅調に推移しているんですけれども、やはり課題としましては、別府であるとか由布院、そういった観光地に集中してしまっているという現状もありますので、いかに県内を周遊していただくか。ですから、我々も海外、国内でプロモーションするときには、別府、由布院以外のエリアにも足を伸ばしていただくように、そこでお金を落としていただけるように、そういった形でプロモーションさせていただいているところです。

末宗委員 なかなか答弁が悪いんだ。なかなか人の要望は聞かんで、あんたたち理屈ばかり言うけれども、あんまり本質的に意味がねえんじゃないかかって思っちゃるのや。まあ、苦言として言うとかわ。

梶田委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

太田副委員長 2件あるんですけれども、一つは、国際観光旅客税が千円から3千円に値上がりしまして、年間大体50億円ぐらいですかね、それが150億円ぐらいに、今、国はあっているんですが、その使用目的がオーバーツーリズムとか、国立公園の整備とかに充てるというふうになっているんですが、県として、そのお金

を取りに行くというか、何かそういう動きはされているんでしょうか。それが1点と、今うわさで、別府と由布院が協定を結んだ中で、ライドシェアが由布院に進出してくるという専らのうわさがあるって心配している声もあるんですけど、その辺のタクシー業界とかとの調整がもう既にちゃんとできているのかの2点、お尋ねしたいんですが。

渡辺観光局長 ありがとうございます。

国際観光旅客税については、3倍に上がっているということで、観光庁の方が実際にかなりの当初予算を付けられるようになっております。これは財務省の方に予算要求をしなくて、その財務省の説明をしなくても、観光庁の方で使える財源がかなり増えたということで、補助メニューとか、そういったことがかなり手厚くなったというふうに聞いています。

そういった意味で、オーバーツーリズム対策についても、観光庁の方でも気にかけていただいているようですし、由布院の状況についても、観光庁の長官もお見えになるということで関心を持っています。

そういうことで、県としても、あるいは由布市としても、そういった使える財源を情報収集を早くしまして、しっかりとそういう対策に充てていきたいというふうに、具体的には今はないんですが、そういう情報収集をしっかりしたいというふうに思っております。

それから、由布院のライドシェアについては、我々も詳細、いつからどうするという話は承知しておりませんが、今、別府市で湯けむりライドシェアGLOBALというのをやっておりますけれども、その範囲を由布市、由布院まで広げたいという声があるということは承知しておりまして、その協定の中で実際に調整が進んでいるものと認識しています。

ただ、これについては、やはり地元のタクシー協会との調整が必ず必要になると思っておりますので、これは交通政策局の範疇になりますけれども、地域でのそういう話合いが進むことによって、そういった可能性も広がるのではないかと、我々としては観光客の足と

いう意味では期待はしているところでありますけれども、一方で、タクシー事業者等のそういう話合いは丁寧に行っていただきたいというふうに思っております。（「ありがとうございます」と言う者あり）

後藤委員 その他で、産業人材確保・育成プランで、障害者の就労支援でお願いがあるんですけども、一つは、就労支援事業所が行っている先の、要は事業所が例えば払う平均工賃を上げるための方法っていうのは、やっぱり健常者がそもそも1人1日働いたときに、それを障害がある方が何人ぐらいかかってできるかという、やっぱりまずはそれを考えないといけないと思うんですけども、僕が分かる限りは、それを行っている事業所って多分少ないので、多分平均工賃がまず上がらないんじゃないかと思っています。

それとあわせて、福祉保健の分野かもしれませんが、要は生活保護を受けている方なんかがいっぱいいるんです。その方っていうのは、都市伝説みたいに1万5千円超えたら、生保を返還しないといけないんじゃないかと、減らされるんじゃないかと思っている方が結構多くて、もうそれは市町村の生活保護の担当の方とか、障害者就業・生活支援センターの方ともうまく話をして、1万5千円を超えても、それは何百円ぐらいしか入るのは変わらないから、働いた方がいいよと。それが障害のある方の働くモチベーションにもつながっていくと思うので、やっぱり就労支援事業所もそうなんですけれども、平均工賃を上げて、働く日数を増やして、もう県としても生活保護の支給額が減ることは、いいことだと思うし、やっぱり長い目で見たら、そういう努力を是非していただきたいと思っているものですから、障害者の就労支援のところを是非ちょっと力を入れてやっていただければなと思っております。

黒川雇用労働室長 障害者雇用について、平均工賃等について御質疑いただきました。

就労支援事業所での平均工賃については、もちろん委員がおっしゃったとおり、1人分の仕事を全部できる方であれば、一般就労してい

ただいておりますし、そうでないので、何人かに分けてその分をするという形になっていると思います。福祉の方の分野ではございますが、もちろんそれは少しでも上がっていくために皆さん努力いただいて、事業者の中で努力いただいて、工賃を上げるようなことをしていただいていると思いますし、我々もそれを福祉共々、教育共々、労働局も一緒にそこを支援していただいているところでございます。

そこを上げているところに、上がらないという現状もあるのかもしれませんが、少しでも上げられるように我々も努力していきたいというふうに考えております。

また、さきほど生保受給者の分の壁のところについては、すみません、ここは、私は把握しておりませんので、しっかり実態を把握して、そこでは起こらないようになるのかどうかを確認した上で対応させていただきたいと思っております。

河室観光政策課長 すみません、さきほど末宗委員にお尋ねいただいた観光客数の数字について、ちょっと手元で分かりましたので、その分だけ御報告だけさせていただきます。

過去5年間ということですので、さきほど令和7年度の分、823万人と申し上げたんですが、そこから遡る形で、令和6年が832万人、令和5年が762万人、令和4年が630万人、令和3年が416万人となっております。

梶田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 ほかにないようですので、これをもって商工観光労働部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員外議員の皆様もお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行いますのでこのままお待ちください。

〔委員外議員、商工観光労働部 退室〕

梶田委員長 これより内部協議に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査についてお諮りします。

各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、県外所管事務調査についてです。詳細について、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

ただいま説明のあった行程の内容について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 それでは、事務局は調整を進め、進捗を適宜、委員に共有してください。

なお、最終的な行程の決定については委員長に御一任願います。それでは、この案で決定します。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

梶田委員長 別にないので、これをもちまして、商工観光労働企業委員会を終わります。

お疲れ様でした。